

会議名 平成 23 年度第 4 回ニセコ町環境審議会

開催日 平成 23 年 12 月 26 日	会議時間	開会 AM 10:00 閉会 AM 12:00
会議場所 ニセコ町役場第 2 会議室	記録者 企画環境課環境エネルギー係	
出席者 水上武史、吉川洋子、吉原京子、鈴木延夫、福井祥行、松田勝美、佐々木智子、 泉洋一、松田保		
事務局 北澤副町長、茶谷課長、樋口係長、竹内主任、コミュニティー研究所梅田氏		
欠席者 宮田文子		

会議日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 審議事項
環境基本計画（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

会議内容

<主な内容>

- ・計画資料編にある審議会からの意見（答申）について
- ・第 2 次環境基本計画（案）について

<意見の詳細>

①P51「審議会で議論された主な意見」（答申）について

【意見】

- ・十分に議論してきた点についておおむね記載されているので、これでいいのではないか。
 - ・実現可能性の高いものを掲載し努力目標的なものは掲載しない、という方針になったのか。
- 計画期間 12 年間で実現が無理に近いものは掲載しなかった
- ・誰に向かって書いている文章なのか。
- 町に対して
- ・細かい文言では水環境をテーマとすると限定的になるので、主なテーマとするべき。
 - ・文中の一部を「水環境を中心テーマに」「町民も主体性を持って継続すべき」に修正すべき

②計画案全体について

- ・特に修正変更になった箇所を中心に説明

- ・「里山」の扱いについては、意見が欲しい
- ・農産物の記載について大幅に修正した
- ・全体として、勉強会で出された意見や整理を反映してある
- ・評価の仕組みについては、趣旨が伝わるように加筆した

【意見】

- ・p26 の対系図の「森林環境の保全」は、「森林環境の保全育成」とすべき。
- ・p31：外来種の取組としてはニセコ町のみ取組では解決できないので、広域取組を目指す方向にすべき。
- ・p37「天然林」は「天然更新林」とすべき。
- ・p31「大規模伐採」は「皆伐」に。また、「植林」より「択伐」がいい。
- ・p31「里山」は、内地の例のようなものはニセコにはないはず。近いところがあるのかどうかははっきりさせてから使うべき
- ・p26「自然エネルギー」は12年間でもできない筈。ここから削除した方が良い。
温室効果ガス削減についての目標は非現実的。

【意見と議論】

- ・いつまでに、という期限・目安が表記されていない。目標値を年数も含めて明記すべきではないか。
- ・賛成だが、準備過程もあるし、誰がするのも考えないとそれはできないので、審議会テーマごとにグループ作って担当者となり、スケジュールを出していったらどうか。
- ・各自が参加したいプロジェクトを選んで、それについて年が明けたら活動するという段取りで。
- ・「とりあえず3年以内をめどに体制を確立する」ということでいいか。(議長判断)
- ・4年に1回見直しをすることにしてるので、タイミングとしては良いのではないか。
- ・4年に1回でなく、3年に1回で都合4回見直しをする、の方が良いのではないか。
- ・あと何回か集まって、勉強会の続きをしたらどうか。(議長判断)
- ・「植林」は、カーボンオフセットとしても必要なのではないか。
- ・「里山」については、ニセコにも鎮守の森など里山的なものがあるので、育成する対象として残す方向で良い。使えば「里山」になる。
- ・p20 の LCA の注記がない。
→追加表記のこと
- ・勉強会で議論した「No.27」の「節水」がどこにあるのか。
- ・指標数値が無くなったのはなぜか。「実施／未実施」では曖昧でないか。
→評価サイクルの中で実際の実施状況を判断するという考え方
- ・「よい環境を子どもたちに残したい」は今後もキャッチフレーズとして必ず使うべき。
- ・小中学生にもさらにわかりやすい表現にして欲しい。
- ・第1次案よりかなりわかりやすくなった。

- ・ P47 の白書について、毎年ではなく、3年ごとに見直しの都度でも良いのではないか。
- ・ 毎年の住民によるチェックを経て、3年ごとに見直しするのがいい
- ・ 外部評価委員会について：住民の中から自主的に立ち上がるかどうか心配だが、まずやってみよう。まず1年間状況を見た方がよい。その折には、審議会委員が積極的に動くべき。
- ・ 町民評価委員会はどうしたら立ち上がるのか、いまいち見えないが、とりあえずやってみよう。審議会が呼びかけて「住民評価会」の様なものを開くのもいい。

・ 様々な経験をした上での環境認識を持っていることについて、自分の視野を深めることができた。

- ・ 皆伐の規模はどのくらいか？植林の樹種についてはどうなのか？
- 植林する樹種は所有者の意向で決まる
- 法では、1ヘクタール以上の伐採の場合届出をすることになっている、その際伐採面積の30%以上は残すことになっている。
- 択伐については、現場を見て判断すべき。

● 副町長のあいさつ：

- ・ 第1次計画は格調高く、施策の水準も高かったが計画期間中の実施が不十分だったので役場としても申し訳なく思う。当委員会でその検証に時間を費やし、かえって、その結果自分たちでしようという動きになったのは、大変ありがたいことだ。
- ・ 町民評価委員会については、計画の実践が大事であるが評価に重きを置きすることになるので、実施の方法についてはもう少し検討を加えた方がよいと思った。ニセコ町としての計画だが、誰の計画なのか、町民の計画なのか、今後よく主体について考えるべきだと思った。
- ・ 環境は各分野に関わりがあるので、今後も、庁内調整だけではなく、庁内各担当と審議会など住民と環境に配慮した施策について議論する場をもっと設定すべきと感じた。

4：会長挨拶

- ・ 若干修正して答申としたい。
- ・ これで審議会はいったん終わるが、年明けにまた今後の実践活動に向けて勉強会などの活動を再開したい。